

市川市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児とその保護者が一緒に市内の行事に参加することができる環境づくりを推進するため、市内において行事を主催するものに対し移動させることが可能な乳幼児のための休憩室を構成する物品（以下「移動式赤ちゃん休憩室」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成物品)

第2条 移動式赤ちゃん休憩室を構成する物品は、次のとおりとする。

- (1) 簡易テント 1張り
- (2) おむつ交換台 1台
- (3) 授乳用椅子 1脚

(貸出対象者)

第3条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができるもの（以下「貸出対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす個人又は団体とする。

- (1) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをしていないこと。
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することをしていないこと。
- (5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することをしていないこと。
- (6) 第10条第3項又は第4項の規定により移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを行わないこととされていないこと。

(貸出対象行事)

第4条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることができる行事（次条第1項第2号及び第9条第3号において「貸出対象行事」という。）は、多くの乳幼児とその保護者が参加すると見込まれる行事であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 市民の利益に寄与すること。
- (3) 市内において行われること。
- (4) 公共性又は公益性が高いものであると認められること。
- (5) 不特定多数の者に公開するものであること。

（貸出しの申込み）

第5条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする貸出対象者は、市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 貸出対象者の概要書及び構成員名簿（貸出対象者が団体の場合に限る。）
- (2) 貸出対象行事の予算書及び実施計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 申込書の提出期限は、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けようとする期間の初日前7日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（貸出承認決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、貸出しの承認の可否を決定し、市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出（変更）承認可否決定通知書（様式第2号）により当該申込書を提出した貸出対象者に通知するものとする。

2 前項の審査は、申込書の提出を受けた順に行うものとする。

3 第1項の規定により移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を可とする旨の決定を受けたもの（以下「貸出承認者」という。）は、当該決定を受けた事項を変更しようとするときは、移動式赤ちゃん休憩室の引渡しを受ける日の前

日までに、市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認決定事項変更申込書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。この場合において、第1項中「前条第1項」とあるのは「第3項」と、「貸出し」とあるのは「変更」と、第2項中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

5 貸出承認者は、こども政策部子育て支援課中央こども館の執務室において、市川市の休日を定める条例（平成元年条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（第11条において「市の休日」という。）以外の日の市川市本庁機関及び外部機関の執務時間に関する規則（昭和55年規則第2号）第2条第1項に規定する執務時間（第11条において「執務時間」という。）内に、市長に対し市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出（変更）承認可否決定通知書を提示して、移動式赤ちゃん休憩室の引渡しを受けるものとする。

（貸出期間）

第7条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出期間は、7日以内の期間で市長が指定する期間とする。

（貸出料）

第8条 移動式赤ちゃん休憩室の貸出料は、無料とする。

（貸出条件）

第9条 市長は、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しに当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 移動式赤ちゃん休憩室を適正に管理し、及び使用すること。
- (2) 移動式赤ちゃん休憩室の引渡し、維持、修理及び返納に要する一切の費用は、貸出承認者の負担とすること。
- (3) 移動式赤ちゃん休憩室は、第6条第1項の規定による貸出しの承認及び同条第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による変更の承認を可とする旨の決定に係る貸出対象行事以外の行事に使用し、又は転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならないこと。

- (4) 移動式赤ちゃん休憩室を使用するに当たっては、使用する行事に参加する者に対し、移動式赤ちゃん休憩室の使用の目的及び方法を周知すること。
- (5) 移動式赤ちゃん休憩室は、常に清潔な状態を保持すること。
- (6) 移動式赤ちゃん休憩室が壊れ、又は汚れたときは、直ちに、撤去すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 移動式赤ちゃん休憩室の使用又は次条第1項の規定による取消しにより貸出承認者に損害が生じても、市は一切の責任を負わないこと。
- (9) 移動式赤ちゃん休憩室は、第11条に定めるところにより返納すること。
- (10) この要綱の規定を遵守すること。

(貸出承認決定の取消し等)

第10条 市長は、貸出承認者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を可とする旨の決定を取り消して、期限を付して移動式赤ちゃん休憩室の返納を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により貸出しの承認を可とする旨の決定を受けたとき。
 - (3) その他移動式赤ちゃん休憩室を使用させることが不適當であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を可とする旨の決定を取り消して移動式赤ちゃん休憩室の返納を求めるときは、市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認決定取消等通知書（様式第4号）により同項の規定による取消しをした貸出承認者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした貸出承認者に対し、1年以内の期間を定めて移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを行わないことができる。この場合において、市長は、前項の通知書により、併せてその旨を通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による取消しをした貸出承認者が同項の期限を経過しても移動式赤ちゃん休憩室を返納しないときは、当該貸出承認者に対し、再度、期限を付して返納を求めるものとする。この場合において、市長は、前項の期間を延長し、又は、以後、当該貸出承認者に対する貸出しを行わないことができる。

5 市長は、前項に規定する措置を採るときは、同項に規定する貸出承認者に対し、当該措置の内容を市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出停止期間延長等通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（返納の時期及び場所）

第11条 貸出承認者は、第7条の貸出期間の満了の日（前条第1項又は第4項の規定により移動式赤ちゃん休憩室を返納する期限を付された場合には、その期限）までに、市の休日以外の日の執務時間内にこども政策部子育て支援課中央こども館の執務室に移動式赤ちゃん休憩室を返納するものとする。

（損害等）

第12条 貸出承認者は、故意又は過失により貸出しを受けた移動式赤ちゃん休憩室の全部又は一部を壊し、汚し、又は失わせたときは、速やかに書面をもって市長に報告するとともに、移動式赤ちゃん休憩室に係る物品の購入又は修理に要する費用を負担するものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出申込書

年 月 日

市川市長

申込者

住 所

代表者名

電話番号

市川市移動式赤ちゃん休憩室の貸出しに関する要綱の内容を承諾し、同要綱の規定を遵守いたしますので、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを受けることを下記のとおり申し込みます。

記

1 使用目的

2 使用場所

3 貸出期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

4 貸出対象者の確認

- ☐ 法令、条例等に違反する活動をしていない。
- ☐ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない。
- ☐ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することをしていない。
- ☐ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することをしていない。
- ☐ 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することをしていない。
- ☐ 第 1 0 条第 3 項又は第 4 項の規定により移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを行わないこととされていない。

5 行事の内容

- ☐ 多くの乳幼児とその保護者が参加すると見込まれる行事である。
- ☐ 営利を目的としていない。
- ☐ 市民の利益に寄与する。
- ☐ 市内において行われる
- ☐ 公共性又は公益性が高いものである。
- ☐ 不特定多数の市民等に公開するものである。

市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出（変更）承認可否決定通知書

年 月 日

住 所

代表者名 様

市川市長

〔移動式赤ちゃん休憩室の貸出し
貸出しの承認の決定を受けた事項の変更〕について、下記のとおり決定します。

記

1 承認する。

- (1) （変更後の）使用目的
- (2) （変更後の）使用場所
- (3) （変更後の）貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- (4) 貸出条件
 - ① 移動式赤ちゃん休憩室を適正に管理し、及び使用すること。
 - ② 移動式赤ちゃん休憩室の引渡し、維持、修理及び返納に要する一切の費用は、貸出承認者の負担とすること。
 - ③ 移動式赤ちゃん休憩室を上記(1)の使用目的以外の目的に使用し、又は転貸し、交換し、若しくは担保に供しないこと。
 - ④ 移動式赤ちゃん休憩室を使用するに当たっては、使用する行事に参加する者に対し、移動式赤ちゃん休憩室の使用目的及び使用方法を周知すること。
 - ⑤ 移動式赤ちゃん休憩室は、常に清潔な状態を保持すること。
 - ⑥ 移動式赤ちゃん休憩室が壊れ、又は汚れたときは、直ちに、撤去すること。
 - ⑦ 上記①から⑥までに掲げるもののほか、移動式赤ちゃん休憩室の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。
 - ⑧ 移動式赤ちゃん休憩室の使用又は第 10 条第 1 項の規定による取消しにより損害が生じても、市は一切の責任を負わないこと。
 - ⑨ 移動式赤ちゃん休憩室は、第 11 条に定めるところにより返納すること。
 - ⑩ この要綱の規定を遵守すること。

2 承認しない。

（理 由）

様式第 3 号（第 6 条関係）

市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認決定事項変更申込書

年 月 日

市川市長

申込者

住 所

代表者名

電話番号

年 月 日付けで移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を可とする旨の決定を受けた事項について、下記のとおり変更したいので、申し込みます。

記

1 変更内容

2 変更理由

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出承認決定取消等通知書

年 月 日

住 所

代表者名

様

市川市長

年 月 日付けでした移動式赤ちゃん休憩室の貸出しの承認を
可とする旨の決定を取り消します。

年 月 日までに、移動式赤ちゃん休憩室を返納してください。

今後、年 月 日から年 月 日までの間、移動式
赤ちゃん休憩室の貸出しは行いません。

○ 取消理由

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

市川市移動式赤ちゃん休憩室貸出停止期間延長等通知書

年 月 日

住 所

代表者名

様

市川市長

年 月 日付で 年 月 日までに移動式赤ちゃん休憩室を返納するよう求めましたが同日までにこれを返納しなかったため、

年 月 日までに移動式赤ちゃん休憩室を返納してください。

また、移動式赤ちゃん休憩室の貸出しについて、下記のとおり決定します。

記

☐ 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを停止する期間を 年 月 日
まで延長します。

☐ 移動式赤ちゃん休憩室の貸出しを以後行いません。

写 真

